

改正

平成28年 4月 1日告示第11号

北アルプス広域連合広報広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、北アルプス広域連合広告掲載要綱（平成23年告示第12号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、広域連合が発行する広報誌（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2 広告の掲載をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業を営む法人又は個人であって、広域連合関係市町村の市町村民税等を滞納していない者
- (2) 非営利団体であって広域連合長が認めた者

(広告の規格、位置等)

第3 広告の規格及び掲載位置等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の規格は、一の広告当たり縦40ミリメートル、横180ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載位置及び掲載号は、広域連合長が指定する。
- (3) 広告の掲載数は、1ページ当たり1件とし、4ページまでとする。

(広告掲載希望者の募集)

第4 広域連合長は、広報等により広告掲載希望者を募集するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認める者に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第5 申請者は、広報広告掲載申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。ただし、第2第2号による申請にあつては、第2号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 当該掲載しようとする版下（校正が完了した広告の原稿をいう。以下同じ。）
- (2) 広域連合関係市町村に納税義務がある場合にあつては、申請日における直近の市町村民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書
- (3) 広域連合関係市町村に納税義務がない場合にあつては、消費税及び地方消費税において、3月以内に発行された納税証明書（その3）

(4) 事業の種類が、資格又は免許等を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し

(5) その他広域連合長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する書類の作成等の費用は、申請者の負担とする。

3 同一申請者が、掲載できる掲載数は1回の広報につき1件とする。

4 前1項の申請は、広域連合長が別に定める公募の期間内に行わなければならない。

(広告掲載の決定)

第6 広域連合長は、第5の申請書の提出があったときは、要綱第10に規定する北アルプス広域連合広告審査委員会による審査を経て、掲載の可否を決定するものとする。

2 広域連合長は、前項の審査を経た掲載申込みの数が、公募において指定した数を超えたときは、次の各号に掲げる順位により決定し、同順位の場合にあっては、抽選により決定するものとする。

(1) 公共性が高く、広域連合の区域内に事業所等を有するもの

(2) 広域連合の区域内に事業所等を有するもの

(3) 前2号以外のもの

3 広域連合長は、掲載の可否を決定したときは、広報広告掲載決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(広告の掲載料)

第7 広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

広域連合の区域内に住所又は事業所を有するもの	カラー刷り	50,000円	1回掲載当たり
	白黒刷り	30,000円	1回掲載当たり
上記以外のもの	カラー刷り	60,000円	1回掲載当たり
	白黒刷り	40,000円	1回掲載当たり

#### 附 則

この要領は、北アルプス広域連合広告掲載要綱の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第11号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5関係)

様式第2号 (第6関係)